

○郡山市特定非営利活動促進法施行細則

平成26年3月26日

郡山市規則第19号

改正 平成29年3月13日郡山市規則第8号

令和元年6月10日郡山市規則第3号

令和3年6月3日郡山市規則第40号

令和5年3月31日郡山市規則第29号

(趣旨)

第1条 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行については、福島県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年福島県条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立認証申請書等)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、設立認証申請書（第1号様式）によるものとする。

2 電子情報処理組織（郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年郡山市条例第3号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。第21条において同じ。）を使用する方法により手続を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第2条第3項第1号に掲げる書面については、前項の申請書に添付を要しないものとする。

(1) 市長が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の3第1項の規定により適用される住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の11第1項の規定（同法別表第3の1の5の項に係る部分に限る。）により役員に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けるとき。

(2) 市長が、地方自治法第252条の17の3第1項の規定により適用される住民基本台帳法第30条の15第1項の規定（同法別表第5の1の5の項に係る部分に限る。）により役員に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）を利用するとき。

(令5規則29・一部改正)

(公表及び縦覧)

第3条 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表又は公衆の縦覧は、インターネットを利用する方法により行うものとする。

(平29規則8・令5規則29・一部改正)

(補正書)

第4条 法第10条第4項(法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、補正書(第2号様式)により行うものとする。

(令3規則40・一部改正)

(設立登記完了届出書)

第5条 条例第4条第1項の届出書は、設立登記完了届出書(第3号様式)によるものとする。

(役員変更等届出書等)

第6条 条例第5条第1項の届出書は、役員変更等届出書(第4号様式)によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出書に添付する条例第2条第3項第1号に掲げる書面に準用する。

(令5規則29・一部改正)

(定款変更認証申請書)

第7条 法第25条第4項の申請書は、定款変更認証申請書(第5号様式)によるものとする。

(定款変更届出書)

第8条 条例第7条の提出書は、定款変更届出書(第6号様式)によるものとする。

(定款変更登記事項証明書提出書)

第9条 条例第8条第1項の提出書は、定款変更登記事項証明書提出書(第7号様式)によるものとする。

(事業報告書等提出書)

第10条 条例第10条第1項の提出書は、事業報告書等提出書(第8号様式)によるものとする。

(事業報告書等の公開)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める場所は、市民部市民・NPO活動推進課とする。

(閲覧等請求書)

第12条 条例第11条第2項の請求書は、閲覧等請求書(第9号様式)によるものとする。

(解散認定申請書)

第13条 条例第13条の申請書は、解散認定申請書（第10号様式）によるものとする。

（解散届出書）

第14条 条例第14条第1項の届出書は、解散届出書（第11号様式）によるものとする。

（清算人就任届出書）

第15条 条例第14条第2項の届出書は、清算人就任届出書（第12号様式）によるものとする。

（残余財産譲渡認証申請書）

第16条 条例第15条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書（第13号様式）によるものとする。

（清算結了届出書）

第17条 条例第16条の届出書は、清算結了届出書（第14号様式）によるものとする。

（合併認証申請書等）

第18条 法第34条第4項の申請書は、合併認証申請書（第15号様式）によるものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の申請書に添付する条例第2条第3項第1号に掲げる書面に準用する。

（令5規則29・一部改正）

（合併登記完了届出書）

第19条 条例第18条において準用する条例第4条第1項の届出書は、合併登記完了届出書（第16号様式）によるものとする。

（身分証明書）

第20条 法第41条第3項の証明書は、第17号様式によるものとする。

（電子申請に係る様式の特例）

第21条 電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う場合は、この規則に規定する様式にかかわらず、市長が別に定める様式によることができる。

（令5規則29・追加）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年郡山市規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年郡山市規則第3号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年郡山市規則第40号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年郡山市規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

設立認証申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

設立しようとする特定非営利活動法人	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所の所在地	
	定款に記載された目的	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 定款(2部)
- (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(2部)
- (3) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (5) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 設立趣旨書(2部)
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)(2部)

第2号様式(第4条関係)

補正書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

補正の内容	
補正の理由	

備考 補正の内容の欄には、補正前と補正後の違いを明らかにした対照表を記入してください。

第3号様式(第5条関係)

設立登記完了届出書

年 月 日

郡山市長

届出者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

設立登記年月日	年 月 日
---------	-------

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 登記事項証明書及びその写し
- (2) 財産目録(2部)

第4号様式（第6条関係）

役員変更等届出書

年 月 日

郡山市長

届出者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

変更 年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所	報酬の 有無

備考

- 1 変更事項の欄には、役員の新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の変更、改姓又は改名の別を記入し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記入してください。
- 2 役名の欄には、理事又は監事の別を記載してください。
- 3 改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。
- 4 住所又は居所の欄には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第3項各号に掲げる書面によって証される住所又は居所を記入してください。
- 5 役員の名又は住所若しくは居所に変更があった場合は、変更後の役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（2部）を添付してください。
- 6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 当該各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該各役員の名又は居所を証する書面
- 7 記載欄が不足する場合は、行を追加して記載してください。

第5号様式(第7条関係)

定款変更認証申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

変更の内容	
変更の理由	

備考

- 1 変更の内容の欄には、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記入してください。変更しようとする時期を定めている場合には、その時期も記入してください。
- 2 変更後の定款(2部)及び当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本を添付してください。当該定款の変更が特定非営利活動促進法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合は、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(2部)を併せて添付してください。)
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(2部)
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (3) 直近の特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は同法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は同法第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、同法第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び同法第35条第1項の財産目録)

第6号様式(第8条関係)

定款変更届出書

年 月 日

郡山市長

届出者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

変 更 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

備考

- 1 変更の内容の欄には、変更した定款の条文等について、変更前と変更後の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 社員総会の議事録の謄本
 - (2) 変更後の定款(2部)

第7号様式(第9条関係)

定款変更登記事項証明書提出書

年 月 日

郡山市長

提出者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

定款変更登記年月日	年 月 日
-----------	-------

備考 写しを1部添付してください。

第8号様式(第10条関係)

事業報告書等提出書

年 月 日

郡山市長

提出者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
------	-----------------

備考 写しを1部添付してください。

第9号様式(第12条関係)

閲覧等請求書

年 月 日

郡山市長

請求者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)
電話番号

閲覧等を請求する特定非営利活動法人	
閲覧等を請求する書類	
実施方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 謄写

備考 閲覧等を請求する特定非営利活動法人の欄には、特定非営利活動法人の名称その他当該特定非営利活動法人を特定するために必要な事項を記入してください。

第10号様式(第13条関係)

解散認定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

事業成功の不能 となるに至った 理由及び経緯	
残余財産の処分 方法	

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を証する書面を添付してください。

第11号様式(第14条関係)

解散届出書

年 月 日

郡山市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

解散した特定非 営利活動法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
解 散 の 理 由	<input type="checkbox"/> 社員総会の決議 <input type="checkbox"/> 定款で定めた解散事由の発生 <input type="checkbox"/> 社員の欠亡 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定	
残余財産の処分 方法		

備考

- 1 解散の理由欄には、該当する理由の□にレ印を付してください。
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

第12号様式(第15条関係)

清算人就任届出書

年 月 日

郡山市長

届出者 所在地
名 称
清算人の氏名
電話番号

清算中に就任した 清算人	氏 名	
	住 所 又 は 居 所	
	就 任 し た 年 月 日	

第13号様式(第16条関係)

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
名 称
清算人の氏名
電話番号

譲渡すべき残余財産	残余財産の譲渡を受ける者

備考 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、残余財産の譲渡を受ける者ごとに譲渡すべき財産を記入してください。

第14号様式(第17条関係)

清算結了届出書

年 月 日

郡山市長

届出者 所在地
名 称
清算人の氏名
電話番号

清算結了登記年月日	年 月 日
-----------	-------

備考 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

第15号様式(第18条関係)

合併認証申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号
申請者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

合併後存続する 又は合併により 設立する特定非 営利活動法人	存続又は設立 の別	<input type="checkbox"/> 合併後存続 <input type="checkbox"/> 合併により設立
	名 称	
	代表者の氏名	
	主たる事務所 の所在地	
	定款に記載さ れた目的	

備考

- 1 存続又は設立の別の欄には、該当する口にレ印を付してください。
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - (2) 定款(2部)
 - (3) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(2部)
 - (4) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
 - (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (8) 合併趣旨書(2部)
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(2部)
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(2部)

第16号様式(第19条関係)

合併登記完了届出書

年 月 日

郡山市長

届出者 所在地
名称及び代表者氏名
電話番号

合併登記年月日	年 月 日
---------	-------

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 登記事項証明書及びその写し
- (2) 財産目録(2部)

第17号様式(第20条関係)

(表)

第 号	
写 真	身 分 証 明 書
	所 属 職・氏名 生年月日
<p>上記の者は、特定非営利活動法人促進法第41条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郡山市長 印</p>	

(裏)

特定非営利活動促進法(抄)

(報告及び検査)

- 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列7番とする。

第1号様式（第2条関係）

（令3規則40・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（令3規則40・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（令3規則40・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（平29規則8・全改、令3規則40・一部改正）

第5号様式（第7条関係）

（令3規則40・一部改正）

第6号様式（第8条関係）

（令3規則40・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（令3規則40・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（令3規則40・一部改正）

第9号様式（第12条関係）

（令3規則40・一部改正）

第10号様式（第13条関係）

（令3規則40・一部改正）

第11号様式（第14条関係）

（令3規則40・一部改正）

第12号様式（第15条関係）

（令3規則40・一部改正）

第13号様式（第16条関係）

（令3規則40・一部改正）

第14号様式（第17条関係）

（令3規則40・一部改正）

第15号様式（第18条関係）

（令3規則40・一部改正）

第16号様式（第19条関係）

（令3規則40・一部改正）

第17号様式（第20条関係）

（平29規則8・令元規則3・一部改正）